福祉常任委員会行政視察報告書

- 1 実施日
 - 令和4年10月19日(水)~10月20日(木)
- 2 視察市及び視察項目
 - (1) 奈良県生駒市 地域包括ケアシステムについて
 - (2) 奈良県天理市 活脳教室について
- 3 委員

委員長 成田忠志

副委員長 花島美記

委 員 河 野 慎 一

正 田 富美恵

立 川 清 英

西 村 幸 吉

堀 口 明 子

4 随行職員

議事課主査補 吉川 佳 澄

奈良県生駒市 地域包括ケアシステムについて

日時:令和4年10月19日(水)午後2時から

説明者:福祉健康部地域包括ケア推進課職員1名

本市では、国の法改正等に基づき、地域包括ケアシステムの構築を進めている。このため、本委員会は、平成27年に全国に先駆けて介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、住民が主体となり地域づくりを行う「自治体3.0」の考え方をベースにした地域包括ケア及び役割に応じた4つの地域ケア会議の運営を行っている生駒市の取組を学ぶべく、同市の視察を実施した。

当日は,生駒市役所の会議室において,担当職員から事業の説明を受けた後, 質疑応答を行った。

担当職員による説明の概要及び委員の質疑応答の内容は以下のとおりである。

1 事業の概要及び取組

生駒市では高齢化が進んでおり、令和4年4月1日現在、高齢化率が28. 9%、要介護認定率が14.9%となっている。地域包括ケアシステムの構築により、要介護認定率の低減・維持を目標としている。

地域包括ケア推進課

予防推進係,包括ケア推進係,基幹型地域包括支援センター係の14人体制で,総合事業の推進など地域支援事業全般を担っている。

(2) 超高齢化社会への考え方

生駒市では2050年には高齢化率が約40%になると推計しており、伸び率は全国の自治体の上位5%に位置している。超高齢化社会を恐れなくていいまちにするには、高齢者問題を主管課だけの対応にせず、全庁をあげてのまちづくり施策に高齢者の課題を包含しなければならないと考えている。高齢者は支えられる側だけではなく、支える側に回ることができるという視点を持って施策に取り組んでいる。

また、限られた専門職を生かすために、医療介護連携の促進、多職種連携研修の実施のほか、医療・介護人材不足の対応として、3師会と協働、東京都武蔵野市と連携してケアリンピック生駒を開催している。

(3) 市と地域包括支援センターの連携

市と地域包括支援センターを車の両輪と捉え、密に連携しながら事業に 努めている。

効果的・効率的な運営に関する対応として、法人理事者と市の部・課長等との会議、行政と地域包括支援センターが情報共有するセンター会議、職種別担当者会議を開催している。また、市と弁護士事務所との契約、基幹型地域包括支援センターの配置による地域包括支援センターの後方支援、支援困難ケースの情報共有を行っている。

地域包括支援センターの平準化や質の向上に向けた対応としては、研修の受講に係る予算の委託料への上乗せ、困難事例の見える化事例集、認知症の初期対応マニュアル、窓口対応マニュアルの作成等を行っている。

(4) 介護予防·日常生活支援総合事業(総合事業)

地域包括ケアを推進するための総合事業に平成27年から移行し、デイサービス、ホームヘルプサービス以外に独自のサービスを提供している。 一般介護予防事業のメニューが多いことが特徴であり、中でもいきいき百歳体操は、いわゆるご当地体操として広がりを見せている。

要介護1に近い人から、ステップ1の集中介入期、ステップ2の移行期、ステップ3の生活期の3段階制を設けて、ステップアップして地域の生活に再度戻っていただく仕組みをつくっている。

(5) パワーアップPLUS教室

生駒駅前のデイサービス施設1か所において、マシントレーニングやセラバンド運動、ステップ運動を行う。短期集中的に週2回3か月間、送迎付きで2教室、1教室15人以内で実施している。サービスの受け手であった参加者が、卒業後にサポーターとしてサービスの担い手となり、参加者とサポーターが共に元気になることが特徴である。

訪問型サービスとセットにしており、市の保健師、理学療法士または作

業療法士,担当包括職員の3人で訪問し、セルフケアの推進,歩行訓練,目的地までの休憩ポイントの確認,バスの乗降指導,住宅改修の提案等を行っている。

また、パワーアップPLUS教室と地域ケア会議を連動させ、教室の全ての参加者について地域ケア会議で協議している。ステップ1として各地域包括支援センターが、サービス利用が好ましい候補者を選定して面会し、診療情報提供書に基づきリスク管理を行う。ステップ2として通所型サービス・訪問型サービスの担当者が面会、ステップ3として1回目の地域ケア会議、ステップ4として中間会議、ステップ5として終了前の地域ケア会議を行い、サービス内容や支援方針、目標の妥当性について検討する。

パワーアップ P L U S 教室以外にも,移行期においてパワーアップ教室, 転倒予防教室を実施している。

(6) 地域ケア会議

地域包括ケアを進める上で、地域ケア会議は非常に重要となっており、個別問題の解決、ネットワーク構築、地域課題発見、地域づくり・資源開発、政策形成につながるように、自立支援型のケアマネジメントの検討を行う地域ケア会議(II)、個別事例の総合的な検討を行う地域ケア会議(II)、地域課題の検討を行う地域ケア会議(III)、認知症に関する課題の検討を行う地域ケア会議(III)、認知症に関する課題の検討を行う地域ケア会議(III)、

また,このほかに地域包括支援センター全体会議・代表者会議・部会, 地域包括ケア推進会議を行っている。

(7) 介護予防把握事業

75歳以上で要介護・要支援認定を受けていない人を対象に基本チェックリストを配付する。返信のあった人の振るい分けを行い、要支援相当の人には地域包括支援センターが個別にアプローチし、比較的元気な人には各教室の案内通知を送付する。返信のなかった人は認知症や虐待の可能性もあることから、振るい分けを行い300人の全数把握を行っている。

(8) 一般介護予防事業のデザイン化

要支援・要介護認定率は年齢が5歳上がるごとに増えていくため、一般

介護予防事業を前期高齢者と後期高齢者で区分し、認定率が上がる80歳 前後に狙いを定め、認定率の増加が少しでも緩やかになるような事業展開 を行っている。

(9) 認知症施策の推進

認知症地域支援推進員の増員,物忘れ相談事業の実施,認知症簡易スクリーニング機器の導入,認知症支え隊の養成等の取組により,認知症の早期発見,早期受診,早期治療につなげている。





2 委員の質疑及び回答

(1) 地域包括支援センターの人材確保について

人材を募集する際、介護という言葉を出すとなかなか人が集まらないため、それ以上の魅力を発信する方法が必要だと考える。市が法人の人事に関わることは難しいため、人材採用に係る研修会の開催を法人に提案することを考えている。

(2) 介護予防把握事業について

基本チェックリストを対象者に配付する際、所在確認も兼ねている旨の一文を添えたり、市が文書を送付する際に併せて周知したりすることで、回収率が約90%と高くなっている。



奈良県天理市 活脳教室について

日時:令和4年10月20日(木)午前10時から

説明者:健康福祉部長及び健康福祉部福祉政策課職員2名

本市では、高齢者人口の増加とともに要支援・要介護認定者数が増加傾向に ある中、介護予防・認知症予防に取り組んでいるところである。

このため、本委員会は、株式会社公文教育研究会と提携し、成果連動型支払 事業として、脳の健康教室「活脳教室」を実施し、認知症予防に効果を上げて いる天理市の取組を学ぶべく、同市の視察を実施した。

当日は,天理市役所の会議室において,担当職員から事業の説明を受けた後, 質疑応答を行った。

担当職員による説明の概要及び委員の質疑応答の内容は以下のとおりである。

1 事業の概要及び取組

天理市では平成27年に高齢化率が24%となり、全国的にも65歳以上の高齢者の4人に1人が認知症の患者または予備軍と呼ばれる中で、市の総合戦略においても、地域包括ケアシステムの取組として認知症対策を推進することとした。このような状況において、経済産業省健康寿命延伸産業創出推進事業の受託者から、株式会社公文教育研究会学習療法センターの認知症予防プログラム「脳の健康教室」を活用した実証実験を行いたいとの提案を受けたことから、活脳教室を開始するに至った。

(1) 活脳教室とは

• 実施内容

教材を使用した簡単な読み書き・計算を毎日10分から15分程度行う。 また、毎週1回教室に通ってもらい、すうじ盤の練習とともに、学習の補助を行うサポーターとコミュニケーションを取ってもらう。これを6か月間継続する。

• 実施体制

業務委託者である天理市、サービス提供者である株式会社公文教育研究会学習療法センターに加え、成果連動型支払事業の第三者評価機関として慶應義塾大学が参画している。事業の成果を第三者の視点で客観的に評価することで、事業の質の担保や、市民への事業の適正な実施の説明にもつながっていると考えている。

• 参加者要件

認知症予防事業であることから、介助なく一人で学習できる、要介護認 定を受けていないおおむね65歳以上の人を対象としている。

• 契約形態

成果連動型支払契約として,事業効果を高めながら行政負担の適正化を 図るため,事前に定めた成果を達成した場合に委託料の支払いを行う。令 和元年度,令和2年度は全ての成果指標を達成したものの,令和3年度は 成果指標の一部が未達成であったため,委託料を減額して支払いを行った。

• 実施形式

教材に取り組む時間を「脳トレ楽習」とし、30分程度の学習時間を確保するとともに、ご当地体操である「いちょう体操」を実施し、これらを1パッケージとして2限制としている。1テーブルの基本形態として、2人の参加者に対して1人のサポーターを配置し、コミュニケーションを取るのに適した形態としている。このような形態を5テーブル設置して実施している。

(2) 活脳教室の目的・特色

エビデンスに基づく認知症予防事業であることが、他の認知症予防事業とは異なる。公文教育研究会と東北大学川島隆太教授の研究により、読み書き・計算、コミュニケーションが認知機能の維持もしくは改善に強い効果があることが明らかになっており、科学的検証に基づいたサービスである「脳の健康教室」を導入することで、より精度の高い認知症予防に取り組めているのではないかと考えている。

また、参加者とサポーターが活脳教室というコミュニティにおいて、認

知症予防という同じ目的を持って毎週1回6か月間顔を合わせることで, 仲間意識や気にかけ合う関係,支え合う関係に昇華している。

公文教育研究会のノウハウを学ぶサポーター研修や、参加者とサポーターの交流会を基本プログラムに盛り込むことで、従来の介護予防教室のような講師による一方向からの指導ではなく、参加者とサポーターの双方向によって成立している事業であると言える。

活脳教室を実施した後、自主グループとして「活脳クラブ」が立ち上がっており、天理市の約1%の高齢者が参加している。厚生労働省が策定している地域支援事業実施要綱において、通いの場に参加する高齢者の割合を2025年度までに8%に引き上げることが示されており、活脳教室を導入することで、通いの場の設置にスムーズにつながり、通いの場に参加する高齢者の増加も見込んでいる。通いの場への継続的な参加は要介護リスクの低下につながり、介護予防効果、介護給付費の抑制も期待できるのではないかと考えている。

(3) 活脳教室の成果

・活脳教室実施におけるMMSEスコアの変化

MMSE(ミニメンタルステート検査)スコアにおいて、活脳教室の参加者のうち、MCI(軽度認知障害)の疑いのある人の割合が、開始時の26.6%から、終了後には14.4%に低下し、公文教育研究会と東北大学川島隆太教授の研究と同様の成果が認められると考えている。

・参加者の変化(定性評価)

慶應義塾大学による成果報告書において、認知機能の維持改善に対し、 事業の効果が確認されている。また、活脳教室への参加をきっかけに認知 機能の維持改善に向けた動機付けや積極的な外出を志向するなど、地域で の生活に向けた良いサイクルを築こうとしたことが寄与している可能性が あることが示されている。

(4) 成果連動型支払事業の効果

成果連動型支払事業の導入に当たり、ロジックモデルを形成する際、要介護認定率の減少,介護費・医療費の削減を最終アウトカムとして設定し、

それらを達成するための取組を逆算して、中間アウトカム、初期アウトカム、アウトプット、アクティビティを設定し、事業を組み立てている。このことにより、業務委託者である市と受託者が共通の認識を持った上で、長期的なビジョンに向けて、質の高い取組を行うことにつながっていくのではないかと考えている。

従来の委託契約であれば、アウトプットの部分にのみ着目し、検証を終了する事業が多いと思われるが、成果連動型支払事業の場合、この先のアウトカムの部分に着目し、成果を設定する。このことから、中長期的な視点を持って事業展開を行えることが効果の一つではないかと考えている。

ロジックモデルの作成や成果指標の設定について,事業者と綿密に協議を行うことで,より質の高い事業の実施,サービスの提供につながり,また,明らかに成果を達成した場合にのみ委託料を支払うことで,公費の適正な使用につながると考えている。

(5) 今後の展開と課題

より身近な地域で活脳教室を実施してもらえるように,集会所や店舗, 事業所等と連携を図っている。また,多世代による活脳として,現役世代 や子育て世代への事業の啓発が大事だと考えている。

認知症予防事業の課題として、高齢者が周囲に認知症だと思われる恐れがあるため参加しづらいという心理的なハードルがあるが、健康なときから認知症予防に取り組む重要性に加え、認知症共生社会に向けて、認知症予防に取り組むことは特別なことではないことを発信し、認知症の人が地域で住みやすい環境を整備する必要があると考えている。





2 委員の質疑及び回答

(1) サポーターの募集について

各地域で活脳教室を実施する際,広報紙にサポーター募集の記事を掲載 している。また,自治会役員や民生委員児童委員に案内を行っている。

(2) サポーター研修及び交流会の実施時期について サポーター研修については、サポーターの申込みをした方に対して、活 脳教室への参加前に実施している。

交流会については、できるかぎり行政主体ではなく参加者主体で実施したいとの考えから、目安として開始から3か月後に実施している。

(3) 第三者評価機関の役割について

毎年度の成果指標を設定する際、 慶應義塾大学と協議を行うことに 加え、成果連動型の研究をしている 先生から助言を頂いている。また、 MMSEスコア及びアンケートの 回答を送付し、集計していただくと ともに、効果に関する結論の出し方 について意見を頂いている。

